

令和8年4月

# 長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和8年4月総会議事録

1 日 時 令和8年4月15日(水) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件  
議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (1件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (3件)

第3号 農用地利用集積等促進計画の策定について

(一括方式3件・二段階方式19件)

報告事項

1 土地現況証明報告(非農地証明) (1件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)

(2件・農地中間管理事業に係る合意解約2件

・農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更13件)

3 その他

・次回総会 5月15日(金) 午前9時30分から 市役所4階会議室

・現地調査 4月30日(木) 予定

・農地利用最適化推進地区別会議

油谷地区 4月20日(月) 午前10時から 油谷支所会議室

日置地区 4月20日(月) 午後2時から 日置農村環境改善センター

三隅地区 4月21日(火) 午前10時から 三隅支所集団検診室

長門地区 4月21日(火) 午後2時から 市役所4階会議室

4 出席委員(18人:議席順)

1番 岡藤 英雄

2番 村岡 清美

3番 岡島 史真

4番 西村 志おり

5番 大田 寛治

6番 河野 八千代

7番 中野 晴人

8番 山近 洋祐

9番 末永 恵子

10番 高林 司

11番 林 一志

12番 木村 友則

13番 名和田 栄治

14番 林 弘幸

16番 木村 正雄

17番 大汐 光晴

18番 深水 一男(会長職務代理者)

19番 大野 耕作(会長)

5 欠席委員（1名）

15番 大田 裕美

6 農業委員会事務局職員

事務局長 吉岡 雄二

事務局長補佐 坂倉 幸三

書記 秋本 佑美

## 7 会議の概要

議長  
(会長)  
挨拶

令和8年4月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議長

本日の付議事項は、議案3件、報告事項2件でございます。  
慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶といたします。  
引き続き、3月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会長行事報告)

議長

それではただ今から令和8年4月の総会を開会いたします。  
在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員数は18名、欠席委員会員は1名でございます。  
よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規程により、本総会は成立をしております。  
次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。13番、名和田栄治委員、14番、林弘幸委員。よろしくお願ひいたします。  
それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。  
事務局の説明を、お願ひいたします。

事務局長  
補佐

それでは説明いたします。1ページをご覧ください。  
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。  
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。  
令和8年4月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。  
番号1。  
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は882㎡。  
譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。  
譲渡人は、●●市大字●●▲▲番地▲、●●さん。  
権利の種類は、所有権の移転です。  
理由としまして、譲受人は、定年退職後に農業に従事しようという思いがあり、今から準備がした方がよいと思ひ取得することとした。譲渡人は、農地を維持管理することが難しくなつたので譲受人に譲渡することとした。

事務局長  
補佐

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。●●から西南西約1.3kmに位置する農地です。

また3ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

引き続き、当地区担当、11番、林委員、補足説明をお願いいたします。

11番

11番、林です。

先日4月6日に、大野会長、事務局の方々と現地確認をして参りました。

この土地は、申請された方が従前から畑等を作っておられて、綺麗に管理されているので、何ら問題ないと思っております。

皆様の慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議長

事務局、並びに担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは説明いたします。3ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和8年4月15日提出、長門市農業委員会会長 大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに田、面積は1,059㎡。外1筆。

合計面積1,589㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、有限会社●●、取締役●●さん。

譲渡人は、●●市●●町▲丁目▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は資材置場です。

理由としまして、譲受人は、需要の多様化に伴い、多品種の在庫を置く必要が生じ現在の資材置場が手狭になったため、新たに資材置場を整備したい。譲渡人は、高齢のため耕作が困難で、市外に居住しているため売買に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。●●から西南西約1.4kmに位置する農地です。

また、5ページには公図、6ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7ページをご覧ください。申請地は、左下(3)の農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地となります。他に本事業に相応しい土地もなく、転用許可可能であると考えます

次に、一般基準ですが、『農地法審査基準』11ページから12ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」につ

事務局長 補佐 いては、許可後から1箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2)被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、農業用排水路以外の水路に排出し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

最後に(3)農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、地域計画の区域にも指定されておらず、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生ずるおそれはないと考えます。以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 引き続き、当地区担当11番 林委員、補足説明をお願いいたします。

11番 11番、林です。

先日4月6日に、現地確認を大野会長、事務局の方々として参りました。

当農地は年に1回程度草刈りがされているくらいの土地で、周りを、ここにありますように●●さんの工場及び資材置場、そして前面も資材置場、東側も工場があるという風に全て工場とか棟に囲まれておりまして、農用地として利用するのがちょっと難しい状況であるので、●●さんの資材置場にされるのは、適当だと私は考えております。

何ら転用の問題はないと考えております。

皆様の慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局、並びに担当委員の説明、意見は以上でございます。  
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。  
よって、本件は許可することに決定をいたします。

議長

続きまして、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは説明いたします。

番号2。

土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲。地目については登記簿、現況ともに田、面積は336㎡。

譲受人は ●●県●●市●●▲丁目▲▲番▲号●●▲▲号、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は自己用住宅です。

理由としまして、譲受人は、現在賃貸住宅に住んでいるが、子供も成長して手狭になったため、実家に近い場所に新居を建築することとした。譲渡人は、譲受人の要請に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び7ページをご覧ください。●●から西約0.9kmに位置する農地です。

また、8ページには公図、9ページから11ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、中段（1）おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当します。

原則として転用は許可できませんが、ここで許可基準中段から下段（3）のエをご覧ください。本件は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、『農地法審査基準』11ページから12ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

（1）農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額融資での対応ということで、融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から2箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に（2）被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により既存側溝を介して道路側溝に排出し、汚水については公共下水道に放流するため、特に問題はないと考えます。

最後に（3）農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、地域計画の

事務局長  
補佐 区域にも指定されておらず、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生ずるおそれはないと考えます。  
以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 引き続き、当地区担当14番 林委員補足説明をお願いいたします。

14番 14番、林です。  
去る4月6日、会長、山本委員、事務局と現地を確認させていただきました。  
申請地は、●●地区に位置します。申請内容につきましては、今事務局から説明がありました通りで、申請地は●●自治会の住宅が点在する一角で、図面を見ていただいたらわかりますように、四角形の二辺が私道に隣接しており、北側の土地については、数年来耕作されていない状態です。  
また南側には、私道・水路を挟んで圃場整備がなされた農用地がありますが、耕作には何の問題もないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局、並びに担当委員の説明、意見は以上でございます。  
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。  
  
(質問、意見なし)

議長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。  
  
(挙手多数)

議長 挙手多数であります。  
よって、本件は、山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後に許可することに決定をいたします。  
続きまして、番号3について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐 それでは説明いたします。4ページをご覧ください。  
番号3。  
土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲。地目については登記簿が田、現況は畑、面積は300㎡。外1筆。

事務局長  
補佐

合計面積 5 3 4 m<sup>2</sup>。

譲受人は●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●県●●市●●町▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は農舎及び農業用倉庫です。

理由としまして、譲受人は、公共工事による移転をするが、農業用倉庫等が無いのでこれらを新たに建設するもの。譲渡人は、居住実績もないため、譲受人の要請に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」ページ及び12ページをご覧ください。●●から東南東約500mに位置する農地です。

また、13ページには公図、14ページから15ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、中段(1)おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当します。

原則として転用は許可できませんが、ここで許可基準中段から下段(3)をご覧ください。本件は、農業用施設を整備するものであり、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、『農地法審査基準』11ページから12ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により道路側溝に排出し、汚水は発生しないため、特に問題はないと考えます。

最後に(3) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、地域計画の区域にも指定されておらず、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 それでは引き続いて、当地区担当 7 番、中野委員補足説明をお願いいたします。

7 番 7 番、中野です。  
この案件であります、大野会長、事務局の方々、鈴川推進委員さんと私とで現地調査を行いました。今事務局の方から説明がありましたように、この案件に関しましては、何の問題もないかという風に思いますので、皆様方の慎重審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 事務局、並びに担当委員の説明、意見は以上でございます。本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。  
よって、本件は、山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後許可することに決定をいたします。  
続きまして、議案第 3 号、「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局長  
補佐 それでは説明いたします。5 ページをご覧ください。  
議案第 3 号農用地利用集積等促進計画の策定について。  
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を策定することについて、意見を求める。  
令和 8 年 4 月 15 日提出、長門市農業委員会会長 大野耕作。  
令和 8 年 5 月 1 日の公告となります。  
まず、一括方式による利用権設定です。  
賃貸借が三隅地区 1 件 5 筆 12,155㎡となります。  
使用貸借については三隅地区 1 件 1 筆 1,123㎡、長門地区 1 件 4 筆 4,339㎡。合算しますと、3 件 10 筆 17,617㎡となります。  
詳細につきましては、6 ページから 7 ページをご覧ください。  
次に 8 ページからの二段階方式による利用権設定です。

事務局長  
補佐

賃貸借ですが、長門地区2件3筆 4,909㎡、日置地区16件39筆  
78,020㎡。使用貸借が三隅地区1件2筆1,928㎡。

合算しますと19件44筆84,857㎡となります。

詳細につきましては9ページから12ページをご覧ください。

中間管理事業法第18条第5項に定めてあります、計画の内容が基本方針等に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること、等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体について質問、ご意見等ございましたら、挙手の上発言をお願いします。

(補足説明・意見・質問なし)

議長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件に同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、同意することに決定をいたしました。

議事については以上となります。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告事項1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入ります。13ページをご覧ください。

報告事項1 土地現況証明報告です。

番号1。

土地の所在 大字●●字●●地番▲▲番▲、登記地目は田 面積は88  
0㎡。外1筆。

申請者は●●▲▲番地▲、●●さんです。

令和8年4月6日に、会長、大田委員、松永推進委員及び事務局とで現地を確認しました。現地は原野化しており、農地としての再生利用が困難な状況であったことから、同日付けで非農地として証明しております。

報告事項1については以上でございます。

議長

ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問・意見なし)

議長

続きまして、報告事項 2 の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明いたします。14 ページをご覧ください。

報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したものでございます。

通常の利用権設定に係る合意解約です。

番号 1。

通知者ですが 貸付人は●●市●●▲丁目▲番▲▲号、●●さん。

借受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は 1,260 m<sup>2</sup>。

令和 8 年 3 月 24 日に合意解約しております。

外 1 件の合意解約となります。

続きまして 15 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約です。

番号 1。

通知者ですが、貸付人は●●市●●区●●町▲▲-▲▲、●●さん。

借受人は●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。

転借人は●●▲▲番地、株式会社●●。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は 1,837 m<sup>2</sup>。

外 3 筆。

令和 8 年 3 月 6 日に合意解約しております。

外 1 件の合意解約となります。

続きまして 16 ページから 20 ページをご覧ください。農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者変更です。

番号 1。

通知者ですが 旧転借人は●●▲▲番地、株式会社●●。

新転借人は、●●▲▲番地、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は 1,377 m<sup>2</sup>。

外 7 筆。

契約期間は令和 8 年 6 月 26 日から令和 17 年 11 月 30 日となっております。

外 12 件の耕作者変更となります。

報告事項 2 については以上となります。

議長 ただいま、事務局より報告事項2について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 報告事項は以上となります。  
続きまして、事務連絡等がありましたらお願いします。

議長事務局長補佐 それでは、事務連絡をいたします。  
次回の農業委員会定例総会ですが、令和8年5月15日金曜日9時30分から、長門市役所本庁4階会議室で開催いたします。  
なお、現地調査につきましては4月30日木曜日を予定しております。該当する委員の皆様には、後日事務局から集合時間等連絡しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。  
また、農地利用最適化推進地区別会議を開催いたします。  
油谷・日置地区は4月20日、月曜日、午前10時から油谷地区、午後2時から日置地区になります。三隅・長門地区につきましては、翌日4月21日火曜日、午前10時から三隅地区、午後2時から長門地区となります。ご参加の程、よろしくお願いいたします。  
事務連絡は以上となります。

議長 それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。  
お疲れでございました。

終了時間 午前10時19分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和8年4月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 名 和 田 栄 治

議事録署名委員 林 弘 幸